

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和元年 10 月 15 日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の住居手当の支給対象となる家賃額の下限の改定を行うため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成 17 年滋賀県条例第 112 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、月額 13,000 円を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することとします。（第 9 条関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>9,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。同号において同じ。)を支払っている職員(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他病院事業庁長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>9,000円</u>を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>13,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。同号において同じ。)を支払っている職員(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他病院事業庁長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>13,000円</u>を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの</p> <p>以下省略</p>

2